

お知らせ

令和8年度 甲賀市歴史文化都市構築事業補助

イベント開催補助金 限度額 70 万円

観光資源磨き上げ補助金 限度額 30 万円

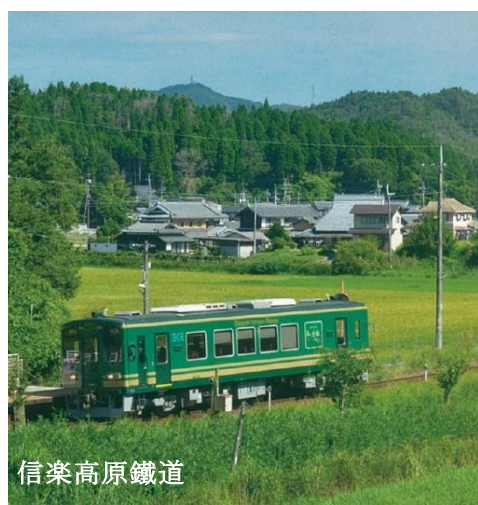
○対象期間 令和8年10月1日（木）～令和9年3月31日（水）実施分
○募集期間 令和8年8月31日（月）～令和8年9月14日（月）必着



観光インフォメーションセンター「甲賀流リアル忍者館」



甲賀流忍者



信楽高原鐵道



油日神社



【申請先・問合せ先】

甲賀市観光企画推進課

〒528-8502

滋賀県甲賀市水口町水口 6053

TEL : 0748-69-2190 FAX : 0748-63-4087

E-Mail : koka10352000@city.koka.lg.jp

イベント開催事業	補助対象事業	観光資源を活用したイベント開催にかかる経費。
	対象事業期間	令和8年10月1日～令和9年3月31日の間に実施するイベントに限る。
	補助対象	・新規事業とは、新規に行う事業ならびに同事業を継続して行う場合、5回を上限として新規事業として扱うものとする。 ・経費補助については補助要件を満たし、かつ新規の事業（5回まで）を対象とする。 ・安全管理補助については、補助要件を満たすものすべて対象とする。
	補助要件	・新規事業：1000人以上の誘客が見込めるものとする。 ・既存事業：3000人以上の誘客が見込めるものとする。
	補助回数	1補助事業者につき1回/年度
	補助対象経費	経費補助：告知若しくは宣伝に係る費用、会場設営費、会場賃借料 水道光熱水費、保険代 安全管理費補助：救護費用、警備業務委託費用、安全管理対策費用
	補助率	市内事業者：事業費の2/3、市外事業者：事業費の1/2 （1,000円未満切捨て）
	補助金額	下記対象補助額を合計した額 ○経費補助 1～3回目：限度額40万円 4～5回目：限度額20万円 ○安全管理費補助 回数制限無：限度額30万円
磨き上げ事業（ハード整備）	補助対象事業	観光資源の磨き上げ（ハード整備）に係る事業。（店舗等の整備は対象外） ※ただし、令和8年10月1日～令和9年3月31日までの実施分とする。
	補助要件	① 年間1,000人以上の誘客が見込めること。 ② 補助事業者が市内に住所を有していること。 ③ 新規の事業であること。 ④ 事業費が3万円以上であること。
	補助回数	1補助事業者につき1観光資源1回/年度（累計3回まで）
	補助対象経費	観光資源の磨き上げにかかる工事請負費、原材料費、建設機械の賃借料又は燃料費 ※ただし、事業に係る法手続の費用は対象外
	補助率	事業費の2/3（1,000円未満切捨て）
	補助限度額	限度額30万円
【対象者】		
(1) イベント業務管理士2級以上の資格を有している技術者を配置できる者 (2) 商業登記簿に記載のある者 (3) 市内に本社・本店を有し、商工会法に規定する商工会に加入している者 (4) 市内に住所を有する5人以上の会員で構成されている団体で、会則等があり適正な会計処理が行われているもの (5) その他市長が特別に認める者		
【申請書類】次に掲げる書類を添えて、提出してください。		
(1) 歴史文化都市構築事業計画書（様式第1号） (2) 歴史文化都市構築事業収支予算書（様式第1号の2） (3) 実施計画書（様式第1号の3） (4) 誓約書（様式第1号の4） (5) 履行するために必要となる許可証、登録証又は技術者の資格証等の写し		
【その他】		
・補助金の交付申請は、 <u>1補助事業者1年度各事業1回限りです。</u> ・審査委員会により内容が基準に達しないと判断された場合は不採用となります。また、申請が予算額を超えた場合は審査点数上位の者から採用といたします。 ・実績報告書については事業実施後1ヶ月以内に提出ください。次回の補助金募集に係わるため期限厳守にてお願いします。 ・補助金交付要綱及び申請様式は、甲賀市ホームページに掲載するので、「甲賀市歴史文化都市構築事業」で検索してください。 ・審査委員会後に交付決定を行います。		